

制度利用が困難な方へ

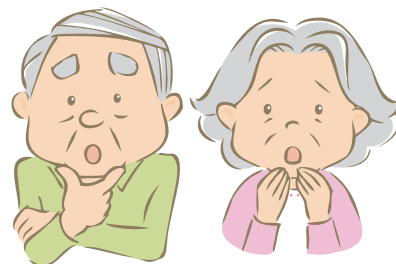
法定後見申立て費用 を支援します!

NPO法人 障がい者・高齢者市民後見



本制度は、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、費用の負担が困難な方へ、申立て手続きに要する費用を当法人が支援するもので、本制度が成年後見制度普及の一助となることを期待しています。ご利用をお待ちしています。

法定後見申立て 費用支援制度



予算枠

70,000円

実施期間

令和8年1月1日～令和8年12月31日

但し、予算額の上限に達した場合は、期間中であっても終了します。

利用対象者

ご本人および申立人が、以下の対象要件1または2のいずれかに該当する、関西2府4県内に在住の方。

対象要件

1.生活保護受給者

2.以下の①～④のいずれかに該当する方

- ①市民税非課税世帯である
- ②現金・預貯金の合計額が50万円以下である
- ③世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ④上記①～③に準じ、かつ当NPO法人が制度申込を認めた方

支援対象経費

家庭裁判所への申立て手続きに必要な諸経費について負担します。(1人当たり上限15,000円)

- 1.申立書に貼付する印紙代
- 2.申立書に添えて家裁へ提出する切手代および印紙代
- 3.申立用の診断書代
- 4.住民票および戸籍謄本の取得に要する費用
- 5.登記されていないことの証明書の取得に要する費用

ご注意

1、支援対象経費の領収書又はレシートが必要です。

1.発行される領収書には、必ず当法人名(NPO法人 障がい者・高齢者市民後見STEP)を宛先としてください。

2、以下の費用は支援対象経費に含まれません。

- 1.専門職等による申立手続き代行費用
- 2.申立人および後見人候補者の調査・確保のための費用
- 3.申立て等の取り下げに関する費用
- 4.成年後見人等の報酬額

手続き

- 1.本制度の利用を希望する方は、別紙「法定後見申立て費用支援制度利用申込書」をご提出いただきます。
- 2.当法人が支援金の給付を決定した場合には、申立てに要する費用相当額(1人当たり上限20,000円)をお支払いします。
- 3.利用者が家庭裁判所への申立てを取り下げた場合には、当法人が支給した金額の全額を返還していただきます。
- 4.後日、自治体の公的支援制度の適用が決定され、公的支援金の給付を受けた場合には、当法人が給付した額を返還していただきます。

法定後見申立て 費用支援制度 利用申込書

NPO法人 障がい者・高齢者市民後見 STEP 御中

成年後見開始等申立てに際し、手続きに必要とされる諸費用の支給を申請します。
本制度の利用にあたっては、貴法人の利用条件に従い、
また、自治体等の成年後見制度利用支援事業からの支援が受けられた場合は、
貴法人から受けた金額を返還することを予め承諾します。

申請年月日

年 月 日

申請人(家裁の後見開始等申立書に記載する申立人)

氏名(フリガナ)	() 印
住所	〒
電話番号	
本人との続柄(○印)	本人 配偶者 四親等内の親族()
申請要件(○印)	() 1.生活保護受給者 () 2.以下の①～④のいずれかを満たす方 () ① 市民税非課税世帯である () ② 現金・預貯金の合計額が50万円以下である () ③ 世帯員が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に活用できる資産がない () ④ 上記①～③に準じ、かつ当NPO法人が制度申込を認めた方

成年後見制度を利用する本人(申請人と同じ場合は*印のみ記入)

氏名(フリガナ)	()
住所	〒
*居所 (いま、住んでいる場所)	〒
電話番号	
*成年後見類型(○印)	後見 保佐 補助 未定()と推定)

FAX 送信先 06-6676-7225

NPO法人
障がい者・高齢者市民後見STEP宛

Smile Tomorrow Energy Peace of mind
「笑顔」「明るい明日」「元気」「安らぎ」を届けます

NPO法人 障がい者・高齢者市民後見



申込・お問合せ

 **0120-928-302**
TEL 06-6155-5432

〒561-0884 大阪府豊中市岡町北1丁目2-20-504号
E-mail: info@npostep.jp <https://npostep.jp>